

## ～ 林業の認定事業主（認定事業体）について ～

### 1. 目的

事業主が一体的に行う雇用管理、労働条件の改善及び事業の合理化による経営の安定化を促進するとともに就業の円滑化のための措置を講じることにより雇用の安定を図り、林業の発展と林業労働力の確保に寄与する。

### 2. 認定事業主とは

認定事業主（認定事業体）とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日 法第45号）」（以下「労確法」という）に基づき改善措置（※①）について作成した「計画」（以下「改善計画」という）が適当であると知事に認められた事業主（※②）のことを言い、事業主は改善計画を単独又は他の事業主もしくは林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という）と共同で作成することができる。

※①「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置」

※②「林業労働者を雇用して森林施業を行う者」で、「森林組合（連合会）、造林業、育林業、素材生産業を営む者とその者の組織する団体、及び政令で定める者」

**※※ 認定事業主は改善計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であること。**

#### ※注意!

**一人親方は認定事業主となることはできません。常用の雇用者（林業労働者）がいることが条件になりますのでご注意ください。**

### 3. 改善計画の認定を受けた場合に利用できる主な制度

- (1) 奈良県木材生産推進事業の申請者又は共同実施団体になることができる
- (2) 雇用管理者研修、奈良県林業労働力確保支援センターからの指導・助言、雇用情報の提供
- (3) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業、現場技能者キャリアアップ対策の実施事業体となることができる
- (4) 奈良県産材生産促進事業の事業主体になることができる（森林組合は当認定の取得有無に関わらず事業主体となれる）
- (5) 国有林野事業の入札参加資格審査において、契約金額の予定金額に応じ、当該認定事業主が有する等級区分の格付の直近上位及び直近下位の等級への入札に参加することができる

#### 4. 提出書類

●改善計画認定申請書(様式1：県産材利用推進課のHPからダウンロード可)に添付

- (1) 登記事項証明書(原本)(法人)又は住民票(原本)(個人)
- (2) 前会計年度が属する年度の納税証明書(原本)(国税、県税、市町村税)

※国税は納税証明書「その3の3(法人用)」又は「その3の2(個人用)」

県税は「県税全税目に滞納のないこと」を証明するもの

●改善措置計画書(様式2：県産材利用推進課のHPからダウンロード可)に添付

- (1) 雇用に関する文書(写し)(従業員全員分)  
(雇用通知書、雇用契約書、労働条件通知書など)※
- (2) 就業規則※
- (3) 直近3か年の決算報告書(法人)【鑑、貸借対照表、損益計算書】  
又は確定申告書(個人)
- (4) 労災保険への加入状況が確認できる書類(写し)  
(労働保険率決定通知書など労災保険料率、事業種類の確認が行えるもの)
- (5) 雇用保険への加入状況が確認できる書類(写し)  
(労働保険概算・確定保険料申告書【継続事業(一括有期事業を含む)】など)
- (6) 健康保険、厚生年金への加入状況が確認できる書類(写し)  
(健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届など)
- (7) 退職金共済制度への加入状況が確認できる書類(写し)  
(退職金共済手帳など)
- (8) 無災害の達成状況を記載する場合は、無災害記録証(写し)

※定めていない場合は、初回実施期間(5か年)において定め、文書により雇用契約を締結すること

#### 5. 報告等

- ・改善措置実施状況報告(様式13)(支援センターへ提出)  
…各事業年度終了後3ヶ月以内(毎年)
- ・改善措置実施結果報告(様式14)(支援センターへ提出)  
…改善計画の終了後遅滞なく

#### 6. 改善計画の変更

- ・改善計画変更届出書(様式8：県産材利用推進課のHPからダウンロード可)
- ・所要の添付書類  
…(県産材利用推進課へ提出)  
改善計画変更後遅延なく